

「令和8年度ぐんまグローバルファーマー育成塾」 運営業務委託に係る公募要領

1 趣旨

「令和8年度ぐんまグローバルファーマー育成塾」運営業務の委託予定者を選定するため、次のとおり企画提案による実施事業者を公募する。

2 業務の名称

「令和8年度ぐんまグローバルファーマー育成塾」運営業務

3 発注者

群馬県農畜産物等輸出推進機構 代表委員 有田 かおり
(事務局:群馬県農政部 ぐんまブランド推進課 輸出促進係)

4 業務の内容

「令和8年度ぐんまグローバルファーマー育成塾」運営業務委託仕様書のとおり

5 予算額

3,620,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしている者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者
 - (2)破産宣告を受け復権していない者でない者
 - (3)銀行取引停止処分を受けている者でない者
 - (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
 - (5)群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
 - (6)群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと
 - (7)暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
-

7 スケジュール

(1)企画提案募集開始

令和8年4月28日(火)~5月20日(水)15時00分必着

(2)質問受付期限

令和8年5月13日(水)15時00分必着

(3)審査

令和8年5月下旬(予定)

(4)審査結果通知

令和8年6月上旬(予定)

(5)契約期間

契約締結日から令和9年2月20日(金)まで

8 質問受付

(1)質問受付期間

令和8年4月28日(火)~5月13日(水)15時00分

(2)質問方法

質問票(様式5)を電子メールで提出すること。

件名は「『令和8年度ぐんまグローバルファーマー育成塾』運營業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。

(3)提出先

burando@pref.gunma.lg.jp

(4)回答

質問受付日から概ね3営業日以内に回答する。

ただし、公平性確保のため、回答内容を群馬県ホームページに公表する場合がある。

9 応募手続き

【参加申し込み書類】

ア 参加申込書(様式1)

イ 応募資格に関する申告書(様式2)

ウ 消費税に係る課税事業者又は免税事業者届出書(様式3)

エ 暴力団排除に関する誓約書(様式4)(※注)

オ 法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書)(※注)

カ 直近の決算に係る財務諸表(※注)

キ 会社概要等、事業者の概要が分かるもの(パンフレット等・任意様式)

※注 エ・オ・カについては、「令和7・8年度群馬県物件購入及び製造等の競争入札参加資格者名簿」登載者は提出不要

【提案書類】

ア 企画提案書表紙(様式 6)

イ 企画提案書(様式任意)

以下の内容を最低限盛り込むこと。

- 業務実施体制
- 費用積算(見積書)

※内訳、単価、消費税及び地方消費税額を明記すること

- 提案内容
 - ・趣旨及び目的
 - ・カリキュラム
 - ・講師
 - ・実施方法
 - ・受講生への支援
 - ・事業効果を上げるための追加提案
- 業務スケジュール
- 業務実績
- その他必要資料

(2)提出方法

ア 電子メール(PDF形式、ページ番号をふること)

イ 提出先:13の事務局宛て(提出後に電話連絡の上、到着確認を行うこと)

ウ 提出期限:令和8年5月20日(水)15時00分必着

(3)書類の取扱い

提出された応募書類は返却しない。

審査の必要上、複製を作成することがある。

10 審査

(1)審査方法

「令和8ぐんまグローバルファーマー育成塾」運営業務委託プロポーザル選定審査会において、書面審査を行う。

(2)審査基準(100点満点)

- 趣旨・目的(10点)
- カリキュラム(15点)
- 講師(10点)
- 実施方法(10点)
- 受講生への対応(15点)
- 実施体制等(15点)
- 業務実績(15点)
- 見積金額(5点)

- 追加提案(5点)

(3)契約交渉の相手方の選定方法

最も得点の高い事業者を優先交渉者として選定する。

(4)審査結果

令和8年6月上旬を目途に、応募事業者全てに通知する。

11 契約締結等の手続きについて

最優秀提案者を契約候補者とし、内容を協議の上、予定価格の範囲内で契約を締結する。

協議が不成立の場合は、次点者と協議する場合がある。

12 その他

- (1)参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
 - (2)虚偽の記載があった場合は、提案を無効又は契約解除とすることがある。
 - (3)辞退する場合は、速やかに書面で届け出ること。
 - (4)提出資料は返却しない。
 - (5)審査事務に必要な範囲で複製することがある。
 - (6)審査結果への異議申立ては受け付けない。
 - (7)契約違反等があった場合は、契約を解除することがある。
 - (8)本要領及び仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。
-

13 応募先及び問い合わせ先

(1)群馬県農畜産物等輸出推進機構

事務局 群馬県農政部 ぐんまブランド推進課 輸出促進係

(2)住所:〒371-8570

群馬県前橋市大手町 1-1-1(群馬県庁 19 階)

(3)連絡先

TEL:027-898-3642

E-mail:burando@pref.gunma.lg.jp

(4)その他

ファイル容量が7MB を超過する場合、県庁メールで受領出来ないため、アップロードリンクを発行しますので事務局までご連絡ください